

## 人事院会議議事録

会議日

令和6年12月24日 火曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官  
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官  
(説明員) (人材局)  
澤田企画課長

議題

人事院規則18-0（職員の国際機関等への派遣）第2条第3号の規定に基づく派遣先機関の指定

議事の概要

- 議題「人事院規則18-0（職員の国際機関等への派遣）第2条第3号の規定に基づく派遣先機関の指定」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、川本総裁から、各府省における国際機関派遣制度の運用が適切かつ円滑に行えるよう国家公務員制度ナレッジベース（SEDO）等を通じて、必要な情報を周知してほしいとの意見があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 人事院規則18—0（職員の国際機関等への派遣）第2条第3号 の規定に基づく派遣先機関の指定について

令和6年12月24日  
人 材 局

### 1 改正理由・内容

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）に基づき、国際協力の目的で職員を派遣することができる機関は、同法第2条第1項において、①わが国が加盟している国際機関、②外国政府の機関のほか、③これらに準ずる機関で人事院規則で定めるものとされている。これを受けて、人事院規則18—0（職員の国際機関等への派遣）第2条は、③の「準ずる機関」を、a)外国の州又は自治体の機関、b)外国の学校、研究所又は病院、c)その他指令で定める機関としており、c)の「指令で定める機関」は、昭和45年人事院指令18—2（人事院規則18—0（職員の国際機関等への派遣）第2条第3号の規定に基づく指定について）（以下「指令」という。）で列挙している。

今般、金融庁の職員が派遣されている欧州証券市場監督機構（European Securities and Markets Authority（略称：ESMA））について、同庁から人事院に対して、ESMAを指令で定めることに関し要望があった。ESMAは、EUにおける金融市場規制・監督機関として、国際的な金融システムの安定に寄与し、国際協力の目的に即した業務を行っている組織であると認められることから、指令を一部改正しESMAを派遣先機関として指定することとする。

なお、本件職員の派遣は、令和5年8月1日から開始されており、改正後の指令の効力は同日に遡って発生するものとする。

### 2 施行日・効力発生日

施行日：令和6年12月24日

効力発生日：令和5年8月1日

以 上

各省各庁の長  
各行政執行法人の長

人事院指令一八―〇

昭和四十五年人事院指令一八―二（人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づく指定について）の一部改正について

1 昭和四十五年人事院指令一八―二（人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づく指定について）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>1 人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づき、次に掲げる機関を指定する。</p> <p>一〇十五（略）</p>	<p>1 人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づき、次に掲げる機関を指定する。</p> <p>一〇十五（略）</p>

十六 欧州証券市場監督機構（ESMA）

2  
（略）

（新設）

2  
（略）

2 この指令は、令和〇年〇月〇〇日から施行し、改正後の昭和四十五年人事院指令一八一二は、令和五年八月一日から適用する。

令和〇年〇月〇〇日

人事院総裁 川本裕子